

新たな防災気象情報の発表基準等を公表します
～新情報が警戒レベルとより強く結びつくよう改善します～

5月29日から新たな防災気象情報の運用を開始することに伴い、新情報の発表基準等を公表します。

防災気象情報が警戒レベルとより強く結びつくよう、5月29日の情報名等の改善に併せて、その発表基準も以下のとおり変更することとします。

【新情報の発表基準等の主な特徴】

- レベル5高潮特別警報・レベル4高潮危険警報については、海岸堤防等の最新の整備状況を踏まえた基準値を設定。
- レベル4大雨危険警報については、浸水想定区域外など、避難が不要な場所をあらかじめ対象から除外し、発表対象となるエリア・河川を絞り込んで基準値を設定。
- 土砂災害に関する情報については、土壌雨量指数と60分雨量を組み合わせた基準値に統一。
- レベル3土砂災害警報と、レベル3高潮警報・レベル2高潮注意報は、それぞれレベル4危険警報の基準値に到達すると予想される場合にのみ発表する方式に変更。特に、レベル3土砂災害警報については、今までの大雨警報に比べて空振りの回数を大きく低減。

このほか、今般の発表基準の設定に基づく新情報の特性や従前の警報等との比較などについて資料としてまとめましたので、参考にさせていただきますようお願いします。

※【参考資料】新しい発表基準の特徴等について

https://www.jma.go.jp/jma/ki/shou/known/bosai/keiho-update2026/pdf/ki_jun_tokucho.pdf

新情報における気象等の特別警報の発表基準、及びこの発表基準に基づく特別警報の運用にあたって、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標について別紙1のとおりまとめました。また、今回の新情報の運用開始に伴い新設されるレベル4危険警報の発表基準と、これに関連して設定するレベル3警報・レベル2注意報の発表基準について別紙2のとおりまとめました。

上記の発表基準に基づく具体的な基準値は、以下のページで公開しています。

※特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

https://www.jma.go.jp/jma/ki/shou/known/ki_jun_new/index.html

問合せ先：大気海洋部 気象リスク対策課 鈴木、坪井
電話 03-6758-3900（内線 4253、4252）